

マイナンバーカード出張申請のご案内

★ 仕事が忙しくて時間が作れない ★

★ 申請方法が分からない ★

★ 役場まで取りに行くのが面倒 ★

そんなお悩みに、村職員がご指定の場所に出向き マイナンバーカード申請のお手伝いをします。ぜひこの機会に出張申請をご利用ください。



村(住民課)の職員が指定の場所へ伺います

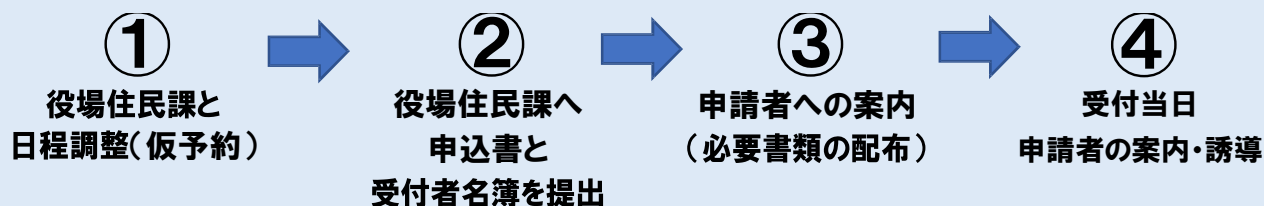
申請は1人あたり約5分で完了します

申請に係る費用は無料です
顔写真も撮影します

カードの受取りは自宅に郵送
都合のよい日時で受取り

マイナンバーカードの出張申請とは、事業所や地域の団体などで希望があれば、村職員が職場や地域の公民館などに出向いてマイナンバーカードの申請を受け付けるものです。カードは後日、本人限定受取郵便でご自宅へ郵送しますので、役場へ出向くことなくカードを受け取ることができます。手続きは1人あたり約5分程度、顔写真の無料撮影も行いますので、ぜひご利用ください。

申込団体様に行っていただくことはこの4つです



出張申請の申込条件

- 対象団体 ① 村内に事業所・事務所を置く企業など
② 村内の団体(区、社会教育・体育団体、各種サークルなど)
- 実施日時 申込団体様と日程調整し実施日時を決定します。
- 対象団体からの申し込みで概ね申請者が3名以上のグループであること。
- 既にマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと。
- 申請者全員が松川村に住民登録されていること。

- 申請者本人（15歳未満の人及び成年被後見人の人は法定代理人とともに）が会場に来ることができること。
- 申込団体において申請者のとりまとめができること。
- 申込団体において申請書類などの配布が行えること。
- 申込団体が申請会場や机・椅子などを用意できること。
- 申請会場に電源があること。
- 申込団体において申請者の誘導・案内が行えること。
- 申請者本人が「本人限定受取郵便」でマイナンバーカードの受け取りができること。

出張申請の申し込み ～ カード交付までの流れ

1. 役場住民課へご連絡いただき実施日の日程調整をしてください。（仮予約）
2. 村ホームページから「出張申請受付申込書」①・「出張申請受付者名簿」②をダウンロードし、実施日の7日前までに、役場住民課へメールまたはFAXなどでご提出ください。
3. 申請申込者にダウンロードした「個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書 兼 個人番号カード送付先情報登録申請書」③・「通知カード紛失届」④（紛失した方のみ）を配布してください。

～ 当日 ～

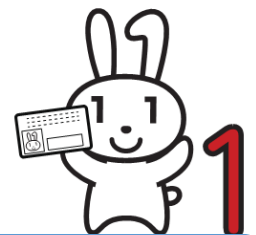
1. 事前に準備いただいた③と④または通知カード（お待ちの方のみ）を村担当者に提出します。本人確認を行いますので、運転免許証・パスポートなどを忘れずにお持ちください。
2. 村担当者が顔写真を撮影します。申込者から申請書に必要事項を記入いただきます。（申請書は当日村担当者が持参します。）
3. マイナンバーカードについて注意事項等の説明を受けます。

～ 約1カ月後 ～

1. 申請から約1カ月後、郵便局から「本人限定受取郵便」の封書が届きます。
2. 郵便局と配達日時を調整して自宅でカードを受取ります。

くらしを便利に！マイナンバーカード

- 最大2万円分のマイナポイントがもらえます。（受け取り手続きが必要となります）
- マイナンバー（個人番号）を証明する書類がカード1枚で可能になります。
- 本人確認の際の身分証明書としてご利用いただけます。
- 各種行政手続きのオンライン申請にご利用いただけます。（順次拡大予定）
- 健康保険証として利用が始まっています。
- 運転免許証との一体化が予定されています。（2024年度）



【申し込み・問い合わせ先】

〒399-8501 松川村76番地5
 松川村役場住民課住民係「マイナンバーカード出張申請申込窓口」
 TEL 0261-62-3112 / FAX 0261-62-9405
 メール jyumin@vill.matsukawa.nagano.jp